

## 在職証明書の交付について

謹啓

平素より、大変お世話になっております。また、当法人に在職中の折は、大変お世話になりありがとうございました。

さて、在職証明書の交付について、当法人では専用の書式を用いて郵送という方法を取らせていただいております。つきましては、下記の通り申請書をダウンロードして印刷し、所定の事項をご記入いただいた上で添付書類等と共にご郵送下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。在職証明書の交付には通常7営業日ほどいただいておりますが、諸般の事情によりそれ以上のお時間をいただく場合もございますので予め余裕をもってお申し込み下さい。

なお、在職証明書の交付申請は個人情報を含むためご本人様申請のみの受付、ご本人様への送付とさせていただきますとさせていただきます。

当時の施設「聖徳保育園」は、平成29年4月1日より「幼保連携型認定こども園しょうとくこども園」へ施設の種別を移行致しました。

謹白

### 記

- 1、申請書を下記のリンクよりダウンロードして印刷（インクジェットでもレーザーでも可）をして下さい。**申請書のダウンロードはここ**
- 2、申請書に所定の事項を記入して下さい。特に連絡先は確実に連絡のつく電話番号の記載をお願いします。
- 3、申請書、郵送方法に合った切手を貼付した返信用封筒を送付用封筒に入れてお送り下さい。大切な個人情報を含むため、できるだけ簡易書留郵便等をご利用下さい。
- 4、当法人に到着後内容を確認した後、同封いただいた返信用封筒にてご返信致します。大切な個人情報を含む書類のため、返信用封筒はできるだけ簡易書留を選択することをお勧めします。普通郵便ですと、郵便事故が発生し誤配送、紛失等が発生しても取り返せる可能性は非常に低く、個人情報の流出は避けられないことをご理解下さい。
- 5、記載漏れ、連絡先不記載、返信用封筒の同封が無い等で在職証明書を交付することができない場合ご連絡申し上げますが、連絡が取れない場合、一定期間の書類保管後に裁断処理いたします。
- 6、在職証明書交付に係る個人情報の取り扱いについて、当法人では在職証明書の交付のため送付いただいた個人情報については在職証明書の交付のみに使用し、公布後一定期間を経た後裁断処理致します。つきましては、再交付の際には手続きをはじめからお願いします。また、在職時の資料は退職後もできるだけ保管をするようにしておりますが、保管期限終了後の書類の廃棄裁断等により証明書の交付が難しい場合もあり、100%の在職証明書の交付をお約束するものではありません。

以上

《 書類送付先 》

〒950-0016 新潟市東区河渡本町15-16

社会福祉法人青鸞会 幼保連携型認定こども園しょうとくこども園 在職証明書交付担当者宛